

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本顎咬合学会と称する。また、英文名はThe Academy of Clinical Dentistryとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区平河町一丁目8番2号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、咬み合わせの科学を基本に歯科の幅広い分野で、学術研究、教育普及活動、国際活動、医療活動および予防活動を行い、その進歩と発展に貢献するとともに、不特定多数の市民・団体を対象に助言・支援・協力をを行い、咬み合わせに関する健康と知識を普及させることにより、質の高い人生を送ることを意図し、もって国民の保健ならびに公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 顎咬合学に関する学術大会（The Annual Meeting of The Academy of Clinical Dentistry）の開催事業
- (2) 市民公開講座等による一般市民を対象とした咬み合わせに関する社会教育活動事業
- (3) 顎咬合学に関する会誌（The Journal of The Academy of Clinical Dentistry）及び会報の発行事業
- (4) 顎咬合学に関する専門医、指導医、認定医を認定する事業
- (5) 顎咬合学に関する研究会、研修会の開催事業
- (6) 顎咬合学に関する教育講演会の開催事業
- (7) 咬み合わせ及び関連領域の臨床疾病調査事業

(8) ホームページ等による咬み合わせに関する広報活動並びに情報提供事業

(9) 国内外における顎咬合学に関する関係団体及び諸学会との協力、連携事業

(10) その他目的を達成するために必要な事業

2. この法人はその他の事業として次の事業を行う。

(1) 会誌への広告掲載事業

3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び名誉会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 名誉会員 この法人又は顎咬合学に関して功労のあった個人で理事会の承認を得たもの

(3) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し支援する団体で、理事会の承認を得たもの

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員になろうとする者は、入会申込書を添えて理事長に申し込むものとする。

3. 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4. 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は理事会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年間会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えないなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金は、返還しない。

第3章 役員、顧問及び評議員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 50名以上70名以内
- (2) 監事 2名以上5名以内

2. 理事のうち1名を理事長、1名を前理事長、4名を副理事長(うち1名を次期理事長)、1名を専務理事、25名以内を常任理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、評議員会への諮問を経て総会において選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事、常任理事は、理事の互選によりこれを定め、評議員会及び総会に報告する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 前理事長は理事長の諮問に応え会務の円滑な遂行にあたる。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あ

るとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 専務理事は、会務運営に必要な事項の全般を掌握し、会務執行にあたる。
5. 常任理事は、本会の運営に関する日常の会務を分担する。
6. 理事は、理事会を組織し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
7. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、理事長の任期は1年とし、再任を妨げないが、2期2年を限度とする。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 役員に欠員を生じたときは補充することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさ

わしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問の選任)

- 第20条 この法人に顧問若干名を置く。
2. 顧問は役員経歴者のうち、本会の発展に著しく貢献した者を理事会で選出し理事長がこれを委嘱し、評議員会及び総会に報告する。
 3. 顧問の任期は2年とし再任を妨げない。

(顧問の職務)

- 第21条 顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権はない。

(評議員の選任等)

- 第22条 この法人に評議員60名以内を置く。
2. 評議員は支部代表者及び本会に功績のあった者の中から理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
 3. 評議員の任期は2年とし再任を妨げない。
 4. 評議員は理事会の議決によりこれを解任することができる。

(評議員の職務)

- 第23条 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問について必要な事項を協議し、意見を述べることができる。

第4章 会 議

(種別)

- 第24条 この法人の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第25条 総会は正会員及び名誉会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第26条 総会は以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業報告及び収支決算

- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 解散における残余財産の帰属先
- (6) 会員の除名
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第27条 通常総会は毎年1回開催する。
2. 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員及び名誉会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第15条第7項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から90日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第29条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第30条 総会は、正会員及び名誉会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と追加事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び名誉会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

- 第32条 各正会員及び名誉会員の表決権は、平等なものとする。
2. 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員及び名誉会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び名誉会員を代理人として表決を委任する

ことができる。

3. 前項の規定により表決した正会員及び名誉会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席した者とみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び名誉会員は、その議事に加わることができない。

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及び名誉会員総数と出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人二人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第34条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第35条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第36条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第37条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から1か月以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会し議事を決議することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人が記名押印又は署名押印しなければならない。

(評議員会)

第43条 評議員会は、理事長が原則として年1回招集する。

2. 評議員会は、評議員数の2分の1以上（委任状を含む）出席がなければ会議を開くことができない。

(評議員会の議長選出及び議事録の作成)

第44条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出し、議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げたものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第46条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産、その他事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第47条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第48条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第49条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第51条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第52条 前条の規定に係わらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第53条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第54条 予算成立後に止むを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第55条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第56条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第57条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び名誉会員総数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の承認を得なければならない。

(解散)

第58条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び名誉会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第59条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員及び名誉会員総数の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人または公益社団法人もしくは公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第60条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員及び名誉会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第62条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

(運営)

第63条 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第64条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	河津 寛
次期理事長・副理事長	上野道生
前理事長	河原英雄
副理事長	鈴木 尚, 平井 順, 岩田健男
専務理事	渡辺隆史
常任理事	阿部二郎, 今井俊広, 上田秀朗, 榎本一彦, 加々美恵一, 菅崎直身, 武井順治, 中川孝男, 中村順三, 夏見良宏, 行田克則, 林 揚春, 南 清和, 山影俊一, 湯田 宏,

理 事

吉木邦男, 吉竹賢祐, 脇本 貢
 矢沢一浩, 菅野博康, 荒木久生,
 石上和紀, 市村賢二, 伊藤雄策,
 岡野弘幸, 岡部良博, 金沢紘史,
 金森敏和, 亀田行雄, 河原三明,
 木村純子, 黒谷知子, 小林義典,
 坂本伸人, 佐藤直久, 嶋田 淳,
 申 基詰, 菅井敏郎, 高良政勝,
 谷口威夫, 坪井新一, 富野 晃,
 野玉智弘, 波多野泰夫, 林 靖之,
 林 佳明, 普光江洋, 藤橋 弘,
 村岡秀明, 山地良子, 山本宏治,
 李 一孝, 渡辺秀司

監 事

保母須弥也, 小嶋 壽, 吉木洋二

3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成17年6月の定時総会日までとする。
4. この法人の設立当初の顧問及び評議員の任期は、第20条第3項及び第22条第3項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成17年6月の定時総会日までとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人設立の日から平成17年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第51条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
7. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	
正会員	4,000円
名誉会員	0円
賛助会員	20,000円
(2) 年会費	
正会員	12,000円
名誉会員	0円
賛助会員	80,000円

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 定款施行細則

第1章 総則

(学会の運営)

第1条 特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「本会」という）の運営は、定款の定めによるもののほか、この施行細則によるものとする。

(組織)

第2条 本会の組織図は別表のとおりとする。

第2章 会員

(名誉会員)

第3条 定款第6条に定める名誉会員は次の2種類とする。

- (1) 功労名誉会員
- (2) 研究名誉会員

(会員の権利と義務)

第4条 会員は、以下の権利を有すると同時に義務を負う。

- (1) 年2回以上発行する学会誌の配布を受ける。
- (2) 研究業績を本会の学会誌に発表することができる。（「投稿規則」は別に定める）
- (3) 定款に従って本会の運営に参画し、本会の事業に協力する権利と義務を有する。
- (4) 認定医制度の規則、細則の条件を満たした場合、認定資格を取得することができる。
- (5) 次の入会金と年会費を定められた時期に納入する。年会費は該当事業年度中に翌事業年度分を前納する。

イ. 入会金

正会員4,000円、名誉会員0円、賛助会員20,000円

ロ. 年会費

正会員15,000円、名誉会員0円、賛助会員100,000円

第3章 常任理事会

(目的)

第5条 本会に常任理事会を置き、その運営に関する事項を定める。

(構成)

第6条 常任理事会は、理事長、前理事長、副理事長、専務理事、常任理事及び監事をもって構成する。

2. 理事長は、常任理事会における審議に必要と認めた場合は前項以外の理事を出席させ、その意

見または説明を求めることができる。

(任務)

第7条 常任理事会は次の任務を負う。

- (1) 総会、理事会付議事項の事前審議
- (2) 理事会の専決事項以外の重要な業務執行事項の審議
- (3) その他理事長より諮問を受けた重要事項の審議
- (4) 業務執行上の重要事項の情報交換

(理事会規定の準用)

第8条 常任理事会については、定款の理事会に関する第36条乃至42条までの規定を準用する。この場合において、「理事会」は「常任理事会」、「理事」は「常任理事」と読み替えるものとする。

第4章 委員会

(目的)

第9条 本会に定款に定める事業を遂行するため、常設委員会及び特別委員会をおく。

(構成)

第10条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

(選任)

第11条 委員長、副委員長は、理事会において理事の中から選出し、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

(任期)

第12条 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(任務)

第13条 委員会は、理事長の委嘱により理事会の諮問に応え運営にあたる。

2. 委員会において決定した事項は、理事会に報告しなければならない。

(委員会の種類及び所管事項)

第14条 常設委員会は次のとおりとし、それぞれその所管事項を定める。

(1) 総務企画委員会

総会・理事会・評議員会の企画・運営、各委員会所管事項の全般的調整、事業報告・事業計画の策定、対外的な協力・連携

(2) 編集委員会

学会誌の編集・企画・発行

(3) 広報委員会

ニュースレターの発行、ホームページの

- 企画・運営及び一般市民に対する広報活動
- (4) プログラム委員会
学術大会の企画・運営
 - (5) 規約委員会
定款・施行細則・規則・内規等の立案・改定、
法定書類の整備
 - (6) 会計委員会
会計・税務の管理、入会金・年会費の管理、
監事・監査法人との諸連絡、収支報告・収
支計画の策定
 - (7) 財務委員会
資産管理方策の策定
 - (8) 学術委員会
咬合フォーラムの企画・運営、諸調査の
企画・立案・推進
 - (9) 基本問題検討委員会
諸事業の基本方針の検討・検証
 - (10) 支部委員会
支部交付金・支部事業活動の管理
2. 常設委員会は委員長が必要と認めた場合、小委
員会を設けることができる。
 3. 特別委員会は必要に応じて設置する。

第5章 支部

(目的)

第15条 本会に、定款に定める事業を実効あらしめるた
めの活動拠点として支部を置く。

(会員の支部所属)

第16条 本会会員はいずれか一つの支部に所属し、各会
員が所属する支部は、会員の希望する通信先
によって定める。ただし、国外在住会員はこの限
りでない。

(支部の場所と管轄)

第17条 支部の場所、管轄は地域別に次のとおりとする。

- (1) 北海道支部
北海道
- (2) 東北支部
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形
県、福島県
- (3) 関東甲信越支部
新潟県、長野県、東京都、神奈川県、千
葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、
山梨県
- (4) 中部支部

富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡
県、愛知県、三重県

- (5) 近畿・中国・四国支部
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良
県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、
広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛
県、高知県
- (6) 九州・沖縄支部
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分
県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(支部長の選任及び任期)

第18条 支部長は理事会において支部に所属する理事の
中から選出し、理事長が委嘱する。

2. 支部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(支部長の任務及び支部事業)

第19条 支部長は、支部会員を統括し、支部学術大会、
認定医研修会その他必要な事業を行う。

2. 支部の事業運営は、本部からの交付金及び学術
大会参加費をもとにこれを行う。
3. 支部長は支部事業報告・事業計画ならびに支部
収支決算報告・収支予算計画を理事会に行う。

(支部規定)

第20条 各支部の運営は、別に定める「支部規則」による。

第6章 認定医制度

(目的)

第21条 本会に、必要にして十分な能力を持つ学会医を
認定することにより、口腔医療の進歩発展と水
準の向上を図り、もって社会貢献に資するため
認定医制度を設ける。

(認定審議会及び認定審議運営委員会)

第22条 認定医制度を実施運営するため「認定審議会」
及びこれを補佐する「認定審議運営委員会」を
設置する。

(運営)

第23条 認定医制度の運営は別に定める「認定医制度規
則」及び「認定医制度施行細則」による。

第7章 学術大会

(開催地及び開催時期)

第24条 本部学術大会は年1回6月に東京で開催する。

(学術大会会長と実行委員長)

第25条 学術大会会長と実行委員長は、理事会の承認を
得て理事長が委嘱する。

(外国人講師の招聘)

第26条 学術大会会長とプログラム委員長は、学術大会に招聘する外国人講師予定者の略歴を提出して理事会の承認を得なければならない。

(運営)

第27条 学術大会会長と実行委員長は、理事長の意を受けて担当学術大会の運営を統括する。

第8章 表彰、慶弔

(表彰)

第28条 本学会に次の表彰制度を設ける。

- (1) 功労名誉会員への選任
- (2) 学会誌優秀論文
- (3) 学術大会優秀発表者

(慶弔)

第29条 本学会は必要に応じて学会名で祝意、弔慰を表す。

ただし、会員その他から慶弔の儀に先立っての通知、連絡、提案がなかった場合には行わない。

(内規)

第30条 表彰、慶弔に関する詳細基準は別に定める内規による。

第9章 旅費

(支給基準)

第31条 本学会の役員、委員等が本会に関する会議、慶弔のために出張する場合は、原則として出張旅費を支給する。ただし、定期的な学術大会開催時等に開催される常任理事会、理事会、各種委員会等のための出張旅費は支給しない。

2. 出張旅費は、JR幹線運賃を基本とし実費を支給する。

(外国人講師の支給基準)

第32条 海外旅費は出発地より日本の国際空港に到着するまでの最短距離のビジネスクラス往復1人分を支給する。

2. 国内旅費は入国地より所要地までの所要旅費として1人分のグリーン車、航空普通運賃等の費用を支給する。

(旅費内規)

第33条 交通費、宿泊費、謝礼等の詳細支給基準は別に定める内規による。

第10章 事務局

(事務局長)

第34条 本会に、事務局長を置く。

2. 事務局長は、事務を統括する。

(事務の処理および委託)

第35条 本会は、事務を処理するため学会事務局を設ける。

2. その他の事務処理については必要に応じ外部委託を行う。
3. 委託契約の内容については、理事会で審議、決定する。

第11章 会計及び資産管理

(基準)

第36条 会計及び資産管理については、公益法人会計基準に準拠して適切な処理を行う。

(運用)

第37条 資産の運用については、次の原則に従うものとする。

- (1) 元本回収が安全確実な方法による。
- (2) 運用機関は信用度が高く、有効情報の提供が可能な機関とする。

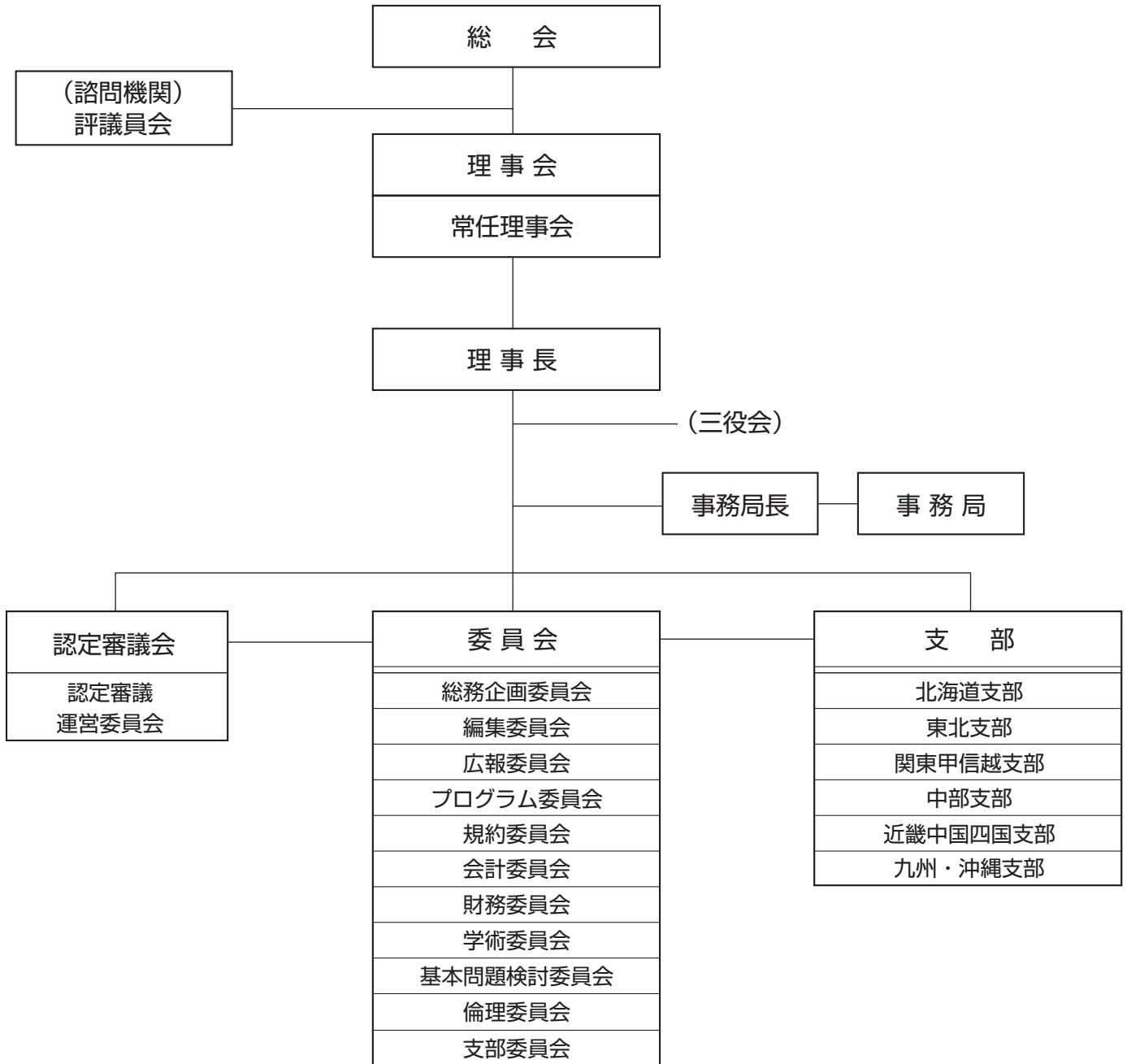
(方法)

第38条 具体的運用方法の決定は、あらかじめ理事長の決裁を得なければならない。

附則

1. この細則は、この法人の成立の日から施行する。
2. この細則の改廃は理事会の議決を経なければならない。
3. この法人の設立当初の委員会委員長、副委員長、委員及び支部長の任期は第11条及び第18条の規定にかかわらず、この法人設立の日から平成17年6月の定時総会日までとする。

特定非営利活動法人 日本顎咬合学会組織図



特定非営利活動法人日本顎咬合学会 認定医制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は、必要にして十分な能力をもつ学会医を認定することにより、口腔医療の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の福祉と健康に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「学会」という）は日本顎咬合学会認定医制度（以下「認定医制度」という）を設け、実施に必要な事業を行う。

第2章 認定資格

第3条 認定医制度において、次の2種の資格をもうける。

1. 咬み合わせ認定医
2. 咬み合わせ指導医

第3章 咬み合わせ認定医の申請

第4条 咬み合わせ認定医の資格を申請する者は、次の(1)および(2)を満たすことが必要である。

- (1) 日本国の歯科医師免許を取得後満4年以上、かつ顎咬合学およびこれに関連する領域の歯科臨床に満4年以上従事していること。
- (2) 当学会に継続して満2年以上の会員歴があること。
- (3) 当学会の咬み合わせ認定医検定試験を受験した者、書類申請した者、または推薦を受けた者で、認定審議会の審議を経て常任理事会で承認された者。

2. 日本国以外の歯科医師免許を有する会員の申請については、その都度認定審議会で審議する。

3. 上記の咬み合わせ認定医申請の手続は細則に定める。

第4章 咬み合わせ指導医の申請

第5条 咬み合わせ指導医の資格を申請する者は、次の(1)ないし(2)のすべて、または(3)を満たし、認定審議会の審議を経て常任理事会で承認されることが必要である。

- (1) 学会の咬み合わせ認定医の資格を有すること。
- (2) 咬み合わせ指導医の資格申請時において、学会に継続して満10年以上の会員歴があること。
- (3) 顎咬合学およびこれに関連する領域の歯

科臨床に満15年以上従事し、深い知識と経験を有する者であること。

- (4) 上記(1)ないし(3)の各号と同等以上の経歴があり、または認定医の育成、学会の運営、活動に貢献したと認められた者であること。

2. 上記の咬み合わせ指導医申請の手続は細則に定める。

第5章 咬み合わせ認定医および指導医の登録

第6条 常任理事会において咬み合わせ認定医または指導医として承認された者は、別に細則で定める登録申請書類に登録料を添えた登録申請の完了後に認定証の交付を受けることができる。

第6章 認定資格の更新

第7条 咬み合わせ認定医および指導医の認定期間はいずれも5年間とし、引き続き認定を希望する者は、5年毎に資格の更新手続を行わなければならない。

第8条 咬み合わせ認定医および指導医の認定資格の更新にあたっては、認定期間の5年間に、それぞれ細則に定める更新単位を取得しなければならない。ただし、高齢会員の更新については細則において例外を定める。

第7章 資格の喪失

第9条 咬み合わせ認定医および指導医は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定審議会の審議を経てその資格を失う。

- (1) 学会会員の資格を喪失したとき。
- (2) 歯科医師免許を喪失したとき。
- (3) 本人が、資格の辞退を申し出たとき。
- (4) 更新単位に未達を生じた時。
- (5) 資格更新の手続を行わなかったとき。
- (6) 認定審議会が、資格を不相当と認めるとき。

第10条 咬み合わせ認定医または指導医の資格を喪失した場合であっても、喪失の原因が消滅したと認定審議会の審議を経て常任理事会が承認したときには、再びその資格を申請できるものとする。

第8章 認定研修機関

第11条 認定研修機関は顎咬合学に関連する課題について、教育、研究および研修が行われ、認定審議

会の審議を経て常任理事会において承認された次の機関とする。

(1) 認定研修施設

(2) 認定研究会

第12条 学会は、次の各号のすべてを満たす施設を、認定研修施設として認定することができる。

(1) 咬み合わせ指導医が1名以上常勤していること。

(2) 顎咬合学およびこれに関連する領域の研究や研修に必要な施設、図書および人員を有していること。

第13条 学会は、認定研修機関を補佐する団体として、次の各号のすべてを満たす研究会を、認定研究会として認定することができる。

(1) 咬み合わせ指導医および咬み合わせ認定医が会員として各1名以上在籍していること。

(2) 顎咬合学およびこれに関連する領域の教育、研究および研修が、定期的かつ継続的に行われ、それに必要な設備および人員を有していること。

第14条 認定研修機関の資格を得ようとするものは、別に定める申請書類に認定申請料を添えて提出しなければならない。

第15条 常任理事会において認定研修機関として承認された認定研修施設および認定研修会は、別に定める登録申請書類に登録料を添えた登録申請の完了後に認定証の交付を受けることができる。

第16条 認定研修機関の認定期間は5年間とし、引き続き認定を希望するものは、5年毎に資格の更新を行わなければならない。

第17条 認定研修機関は、次の各号のうちいずれかに該当するときは、認定審議会の審議を経てその資格を失う。

(1) 認定研修機関が資格の辞退を申し出たとき。

(2) 第12条または13条に定める認定の必要条件を欠いたとき。

(3) 資格更新の手続を行わなかったとき。

(4) 認定審議会が、認定研修機関として不適当と認めたとき。

第18条 認定研修機関の資格を喪失した場合であっても、喪失の原因が消滅したと認定審議会の審議を経て常任理事会が承認したときには、再びその資格を申請できるものとする。

第9章 認定審議会

第19条 認定医制度を実施し運営するため、認定審議会を設置する。

2. 認定審議会は次の事項につき審議、決定、実行する。

(1) 認定医制度に関する規則・細則について検討を行い、常任理事会へ付議または報告を行う。

(2) 咬み合わせ認定医、咬み合わせ指導医および認定研修機関の資格の適否を審議する。

(3) 認定医教育研修の基本方針を決定する。

(4) その他必要な事項を審議する。

第20条 認定審議会に認定審議会委員を置き、咬み合わせ指導医として認定された者の中から、常任理事会で選出する。

2. 認定審議会委員の任期は4カ年とする。ただし、再任を妨げない。

3. 認定審議会は認定審議会委員の互選により、認定審議会委員長および副委員長を置く。

第10章 認定審議運営委員会

第21条 認定審議会を補佐するために、認定審議運営委員会を設置する。

2. 認定審議運営委員会は、主として次の事項につき審議、決定、実行する。

(1) 検定試験の実施に際し、必要な事項を検討し実行する。

(2) 認定教育研修を実施する。

(3) 認定審議会へ付議または報告をおこなう。

第22条 認定審議会は認定審議運営委員会委員長を選出する。

2. 認定審議運営委員会委員長は、咬み合わせ認定医または指導医として認定された者の中から認定審議運営委員を選出する。

3. 認定審議運営委員の任期は2カ年とする。但し、再任を妨げない。

第11章 補則

第23条 認定審議会より付議され常任理事会で承認された事項に異議のある者は、認定審議会に異議の申し立てをすることができる。

第24条 本規則の施行に関して必要な細則および規定は別にこれを定める。

第25条 本規則の改廃については認定審議会の審議を経

て、理事会の承認を必要とする。

第26条 本規則の改訂事項は学会誌への掲載などの方法
をもって会員に通知する。

附 則 この規則はこの法人成立の日から施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 認定医制度施行細則

第1章 総則

第1条 本施行細則（以下「細則」という）は、特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「学会」という）の認定医制度規則（以下「規則」という）に基づき、認定医制度の運営および実施に関する細目を定めるものである。

第2章 認定資格申請の手続

第2条 書類申請により咬み合わせ認定医の資格を申請する者は、規則第4条に規定する要件に加えて、次の(1)ないし(3)をすべて満たさなければならない。

- (1) 会員歴2年以上
- (2) 学術集会への出席
 - a 学術大会 2回以上
 - b 支部学術大会 2回以上
- (3) 顎咬合学に関連する学術発表
 - a 機関誌に著者として掲載1編以上
 - b 学会の年次大会に発表1回以上
- (4) 臨床歴および症例
 - a 臨床経歴 4年以上
 - b 顎咬合学に基づく咬合の保全・改善ないし再構成、総説、補綴その他に関連する症例で、術後3年以上経過したもの 3症例以上

第3条 規則第5条に規定された咬み合わせ指導医の資格申請には、次の項目をすべて満たさなければならない。

- (1) 会員歴10年以上
- (2) 学術集会への出席
 - a 学会の年次大会 3回以上
 - b 支部の学術大会 2回以上
- (3) 顎咬合学に基づく学術発表
 - a 機関誌に筆頭著者として2編以上
 - b 学会の年次大会に発表者として1回以上
 - c 業績目録
- (4) 臨床歴15年以上
- (5) 咬み合わせ認定医として登録されていること。

第4条 規則第3条、第4条および細則第2条を満たし、咬み合わせ認定医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 認定申請書（様式1号）

- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 学会会員歴証明書（様式3号）
- (4) 申請症例書（様式5号）
- (5) 業績目録（様式6号）

第5条 検定試験に合格し、咬み合わせ認定医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に登録申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 登録申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）

第6条 規則第3条、第5条、細則第3条を満たし、指導医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 認定申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 学会会員歴証明書（様式3号）
- (4) 業績目録（様式6号）
- (5) 認定研修記録書（様式4号）

第3章 認定資格更新の手続

第7条 規則第7条および第8条に規定された認定資格の更新にあたっては、認定期間の5年以内に次の項目で所定の単位以上を取得することを条件とする。

1. 咬み合わせ認定医 60単位

- (1) 学会の学術集会への出席
学会の年次大会 20単位
支部学術大会 10単位
- (2) 咬み合わせ認定医教育研修会への出席
10単位
- (3) 学術大会発表（支部大会を含む）
筆頭発表者 30単位
第2、第3発表者 10単位
- (4) 機関誌への投稿
筆頭著者 30単位
第2、第3著者 10単位
- (5) その他認定審議会に承認されたもの

2. 咬み合わせ指導医 100単位

- 咬み合わせ指導医については、上記で定める咬み合わせ認定医の単位に加え、次の各項も更新単位とできる。
- (1) 学術大会シンポジウム演者
30単位
 - (2) 学術大会座長（支部大会を含む）
座長 10単位

- (3) 咬み合わせ認定医教育研修会での講演
30 単位
- 第 8 条 規則第 7 条および第 8 条により認定資格の更新をしようとする者は、認定更新申請書（様式 8 号）、履歴書（様式 2 号）を認定審議会に提出し更新手数料を納入しなければならない。ただし、認定資格取得後 15 年を経過し、かつ満 70 歳以後に資格を更新する者は、認定審議会の審議を経て、以後の更新手続が免除され、終身認定される。
- 第 9 条 規則第 7 条および第 8 条による認定更新の申請は、認定期間の満了日の 11 ヶ月前から満了日までに行わなければならない。
- 第 10 条 咬み合わせ認定医の更新時に必要な単位数が若干不足している場合は、更新特別検定試験を受験することができる。
- 第 11 条 認定審議会の審議を経て、常任理事会において本学会への貢献が大と認められた者については認定資格を更新することができる。
- 第 12 条 更新時に、未納の会費のある者は、未納会費を速やかに完納することが必要である。ただし、会費滞納などの理由により会員資格を失った場合には、咬み合わせ認定医の再度取得に際しては咬み合わせ認定医検定試験の受験は認められず、書類審査による申請のみが認められる。

第 4 章 認定研修機関

- 第 13 条 規則第 11 条ないし第 13 条に規定された認定研修機関の詳細については現在検討中である。

第 5 章 認定審議会

- 第 14 条 規則第 19 条および第 20 条に規定された認定審議会の運用については、次の各号による。
- (1) 認定審議会は、認定審議会委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
 - (2) 認定審議会の議事は、出席した認定審議会委員のうち委員長を除く過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

第 6 章 諸費用

- 第 15 条 細則第 4 条ないし第 6 条、第 8 条、第 10 条に定める諸費用は次の各号に定める。
- (1) 書類審査による認定申請料 10,000 円
 - (2) 検定試験料 15,000 円

- (3) 登録料 30,000 円
 - (4) 更新手数料 20,000 円
 - (5) 更新特別検定試験料 50,000 円
- 第 16 条 前条に定める既納の諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。

第 7 章 補 則

- 第 17 条 業績目録（様式 6 号）として学会が認める学術集会および学術刊行物は、日本学術会議第 7 部の歯学に登録されている専門学会、および別に定めた学会の学術大会とその刊行物ならびに商業誌とする。
- 第 18 条 この制度の実施・運営にあたり、財務は学会会計から分離した特別会計によって処理するものとする。
- 第 19 条 この細則の改訂については、認定審議会の審議を経て、常任理事会の承認を得なければならない。
- 附 則 この細則はこの法人成立の日から施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 支部規定

(総則)

第1条 支部運営については、定款施行細則に定めるもののほか本規則によるものとする。

(支部役員)

第2条 支部に次の役員をおく。

- 支部長 1名
- 副支部長 1名
- 支部理事 若干名
- 支部監事 2名

(支部役員の仕事)

第3条 支部役員は次の会務を担当する。

- (1) 支部長は、支部を代表し支部の会務を総括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故ある場合はこれを代行する。
- (3) 支部理事は、支部長を補佐し支部の会務を管理する。
- (4) 支部監事は、支部の会務を監査する。

(会費および運営費)

第4条 支部費は会員より徴収しない。

2. 支部運営費は本部からの交付金及び学術集会参加費とする。

(支部理事会)

第5条 支部理事会は、原則として年1回開催し次の事項について審議する。

- (1) 事業報告、収支決算に関する事項
- (2) 事業計画、収支計画に関する事項

(内規)

第6条 支部は支部内規を制定することができる。

2. 支部において内規を制定しまたはこれを改廃したときは、理事長に報告しなければならない。

(規則の改廃)

第7条 本規則の改廃は理事会の決議によるものとする。

附則1. この規則はこの法人成立の日から施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 財務委員会規程

(趣旨・目的)

第1条 財務委員会は特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「本学会」という）の定款第5章及び同施行細則第11章に基づき、本学会の資産管理運用に関する方策を策定し理事長に提言するものとする。

(組織・体制)

第2条 委員会は10名程度で組織する。
2. 専門の事項を調査・審議するため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第3条 委員は委員長が推薦し理事長が委嘱する。
2. 専門委員は、資産管理運用に関し学識経験のある者のうちから、委員長が推薦し理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員及び専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、退任した委員の補欠として選任された委員及び専門委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2. 委員長および副委員長は理事会において理事のなかから選出し、理事長が委嘱する。
3. 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が委員会に出席できない場合は、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は委員会を招集し、会議を主催する。委員会は少なくとも年度ごとに1回開催するほか、必要に応じて随時委員長が招集する。

(審議事項)

第7条 委員会は資産管理運用に関する次の事項について理事長に提言を行う。
1) 資産管理運用に関する基本方針について
2) 資産構成について
3) 資産管理運用の具体的方策について
4) 資産管理運用に関する内外の動向について

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規定は、平成17年1月12日から施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 資産管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「本学会」という）の資産管理運用の基本方針、手続き等について定め、もって本学会資産の適正かつ効率的な管理運用に資することを目的とする。

(資産管理の基本方針)

第2条 資産管理運用については本学会定款施行細則第11章に基づいて行わなければならない。

2. 資産管理運用に際しては複数の受託金融機関と複数の商品（預金・債券・投資信託など）に分散し、常に安全性に配慮しなければならない。

(資産管理運用責任者)

第3条 資産管理運用の責任者は、理事長とする。

2. 理事長は理事会、常任理事会の決定に従い、かつ、財務委員会の提言に基づき資産の管理運用を行う。

(資産の分別)

第4条 本学会の資産を一般財産と特別財産とに分別する。

1) 一般財産とは日常の学会運営に必要な資金枠を指し、銀行普通預金・円MMF（投資信託）等により、元本返還が確実でかつ流動性を重視して管理されるべき財産とする。

2) 特別財産とは中・長期に計画的な支出が見込まれ、最長3年程度の固定化が可能な資金枠を指し、債券・投資信託等により、元本返還の確実性が高く、かつより効率的に運用されるべき財産とする。

3) 一般財産と特別財産の金額は、月次の資金繰りを確認し、適宜定めるが、当面、特別財産の金額は1億円程度を目安とする。

(管理運用対象)

第5条 資産管理運用対象は次の通りとする。

1) 一般財産については、原則として銀行普通預金・郵便貯金・円MMF（投資信託）とする。

2) 特別財産については、A格以上の格付けを持った国債・公債・社債、及び投資信託の中から選定する。（外貨建のものを含む）

(管理運用方法の決定)

第6条 預金口座の新規開設・閉鎖、運用商品の購入・途中売却等にあたっては財務委員会の提案に基づき、理事長が常任理事会に付議し、決定するものとする。

2. 購入した商品が第5条2項の要件を満たさなくなった場合は、財務委員会においてただちに対応策を検討し、理事長に報告しなければならない。

3. 理事長は前項の報告を常任理事会に付議し、対応を決定するものとする。

(管理運用状況の報告)

第7条 理事長は資産管理運用の状況及び結果を常任理事会・理事会・評議員会及び総会において報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、資産管理運用に関し重要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附則 この規定は、平成17年1月12日から施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会誌投稿規定

- この規則は、日本顎咬合学会誌に掲載する原著、総説および臨床報告等の投稿について、下記のように定める。
- 投稿は、原則として本会会員に限る。
- 本誌に投稿するものは、顎咬合学の基礎および臨床に関するものであって、他の雑誌に発表していないものに限る。
- 原稿の査読、ならびに採否と掲載料
 - 投稿されたすべての原稿は、編集委員会または専門的知識を有する者によって査読される。
 - 投稿原稿が、編集委員会へ到着した日付をもって、受付日とし、複数の査読者の意見をもとに編集委員会で検討し、その採否を決定する。
 - 原稿の長さは原則として刷り上り6頁までとするが、内容によっては編集委員会の検討により若干の増頁も認める。なお、図表・写真等の実費、発送等別刷りにかかわる費用は著者負担とする。
- 別刷
別刷は有料とする。なお、希望する場合はその数量、送付先を原稿送付時に記載する。
- 投稿原稿には、本誌指定の論文投稿表を添付する。別項のチェックシートにより、著者自身で投稿原稿内容の確認を行い、著者チェック欄にチェックする。
- 校正
著者による校正は原則として初校までとし、その際には字句の著しい変更・追加・削除や、組版面積に影響を与えるような追加、削除等は固くお断りする。校正刷りは所定の日までに必ず返却する。校正不要の場合には、その旨表紙左側に明記する。投稿者が連名のときは、校正の責任者と送り先を明記すること。
- 原稿の様式
 - 原著論文は原則として表紙、英文・和文抄録、本文（緒言、材料および方法、結果あるいは成績、考察、結論）、文献の順に綴じ、表紙から通しページ番号をつける。
 - 論文の表題は簡潔に内容を表し、副題は数字のみでなく内容を表したものであること。
副題例) —□□□□□□□□□□□□—
(その1) □□□□□□□□□□□□□□
(第1報) □□□□□□□□□□□□□□
 - 著者名は全員記載し、所属は正式名称を記載する。連絡先は校正刷の郵送先を記載する。
 - 投稿原稿は口語体、新かなづかい、ひらがな、横書きとし、漢字は学術用語など特殊な場合を除き常用漢字を用いる。外国人名および地名はなるべく原語とする。
 - イタリック体で表現すべき個所で、イタリック体で記載できない場合は、アンダーラインを引いて表す。 例) in vitro
- 論文表紙
 - 論文表紙には和文・英文による表題、著者氏名、所属機関名、所属機関ごとの指導者の氏名と職名、住所を記載する。また和文・英文によるキーワード（索引用語）を記載する。
 - 所属機関名、ならびに英文による所属機関名と住所は、その機関が公に登録しているものを使用する。
 - 英文表題は冠詞、前置詞、接続詞などの付属語ならびに慣用の特殊語を除き、かしら文字を大文字、以下を小文字で記載する。キーワード（索引用語）は5語程度とし、各語とも極力少文字数で表現する。
- 本文
 - 本文は原則として緒言、材料および方法、結果あるいは成績、考察、結論の順に記載する。
 - 緒言、材料および方法、結果あるいは成績、考察、結論の見出しの前には数字をつけない。
 - 文中の項目を細分する場合は、I・II・III……、1・2・3……、1)・2)・3)……、①・②・③……、の順によるものとする。
 - 文中の外国語（欧文）は下記の通りとする。
 - 人名：通常姓のみを記載する。
 - 製品名、製造者名：原語で示す必要があれば、かしら文字を大文字、以下を小文字とする。
 - 普通名詞：ドイツ語、ラテン語はかしら文字を大文字、以下を小文字とする。英語、フランス語はすべて小文字で記載する。
 - 学名：二名法により属名のかしら文字を大文字、以下を小文字とし、イタリックで記載する。たびたび使用する場合は2回目以後属名を省略し、か

しら文字で表してさしつかえない。

例) *Streptococcus mutans* → *S. mutans*

⑤その他：原語で示す必要があれば、慣用の特殊語を除きすべて小文字で記載する。

5) 文中の数字の取り扱いは、下記の通りとする。

①アラビア数字（算用数字）：数量を示す場合

②日本数字（漢字）数字を含む名詞、形容詞、副詞など：第一大白歯、一部分、二次う蝕、二、三の、再三、四方、十二指腸、十数回

6) 単位は慣習に従い記載する。

11. 参考文献

1) 文献は、本文末尾に一括して引用順に記載する。

2) 記載例題

雑誌……著者：表題、雑誌名、巻（号）：頁一頁、年号。

単行本…著者：書名、版：頁一頁、発行所（発行地）、年号。

(例1) 村岡 博：中心位 Centric Relation の採得法、
歯界展望、42(1)：55 - 65,1973.

(例2) Ross, I.F. : Incisal Guidance of Natural Teeth
in Adults. J.P.D., 31 : 155-175, 1974.

(例3) 河村洋二郎：口腔生理学、第1版：253-255、
永末書店（京都）、1966.

(例4) Kornfeld, M. : Mouth Rehabilitation. 2nd ed.
: 101-131, Mosby(St. Louis), 1974.

なお、雑誌等の略称については、別項に準じ記載すること。

3) 掲載誌名の省略法は、原則として当該雑誌で規定されている省略法を採用する。

12. 図、表

1) 図、写真、表などは図と表に分類して番号を記入する。写真は複写の上、番号を記入する。デジタルカメラで撮影されたもの、またはデータ化されているものは簡易印刷機で印刷し、番号を記入する。組写真などの場合はその旨明記する。なお、デジタルカメラで撮影された写真を使用する場合は、できる限り解像度の高いものを用意する。また、Power Pointによる写真、棒グラフ、折れ線グラフ、表などが、元来 Photoshop, Illustrator で製作されたものである場合、必ずその元データを用意する。

2) 図・表には、そのみで理解できるような説明をつけ、それぞれに記載する。図・表の説明は日本

語を用いる。

3) 図・表の裏面に番号、著者名（所属）、天地および縮小率を、裏写りしないよう記載する。

4) 図・表の縮小率は横幅が5.8cmまたは8.5cmを基準に記載する。直接長さで記載してもよい。縮小率が不明の場合は編集委員会に委託する旨、記載する。

5) 図にカラー写真もしくはカラー原稿を使用した場合はカラー・モノクロの印刷別を台紙裏面に記載する。カラー印刷の場合はポジフィルム（スライド）を添付する。ポジフィルムにも図番、著者名を記載する。

6) 紙焼き写真は焼付けたものを使用する。

7) 図・表の挿入個所を本文中に明記する。

13. フロッピーディスク等の記録媒体

1) 原則として投稿原稿にこれと同一内容を記録したフロッピーディスク、MO diskあるいはCD-Rを添付すること。

2) フロッピーディスク等を添付した場合でも、印字された原稿をオリジナルとして扱い、フロッピーディスク等は印刷所での組版補助に使用する。

14. 投稿原稿の送付

1) 投稿原稿は投稿票、表紙、英文抄録、本文、文献の順に重ね、通しページ番号をつけ、一括して上辺を綴じる。図、表は番号順に重ね、それぞれ別に綴じる。

2) 投稿論文はオリジナルを1部、コピー（図、表、写真を含む）を1部、計2部送付する。ただし写真については原図を用意する。

3) 英文抄録の日本語対訳を1部添付する。

4) 送付にあたっては図、表、写真、スライド、フロッピーディスク等損傷しないように十分に注意する。

5) 投稿原稿は書留で郵送する。投稿論文在中と明記すること。郵送中の事故に備え、提出原稿のコピーを手元に保管しておくこと。なお、原稿は特別の場合のほか返却しない。図、表、写真、スライド、フロッピーディスク等は印刷終了後、返却する。

6) この規定にない事項は、別に編集委員会で決定する。

15. 本誌掲載の著作物の複写権、有線送信権は本学会に帰属するものとする。